

## (仮称) 旭川市雪対策基本条例骨子案

### 1 目的

道路の除排雪をはじめとする雪対策は、快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることから、雪対策の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに、市、市民、事業者各々の役割を明らかにし、雪処理のルールやマナーへの市民意識を高め、雪対策に協働して取り組むことにより、誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

### 2 定義

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(2) 事業者

市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(3) 除排雪事業者

事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。

(4) 地域活動団体

旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条に規定する地域活動団体をいう。

(5) 地域除雪活動

地域活動団体が行う、生活道路などの雪処理やパトロール、地域の雪押し場の確保などの取組をいう。

○旭川市まちづくり基本条例第14条では、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体を地域活動団体と定義し、

①市民等は、地域社会の一員として、団体の活動に参加するよう努める。

②地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努める。

③地域活動団体は、相互に連携を図り、協力して地域における課題の解決又は地域の特性等をいかした活動を行うよう努める。

④市は、地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成等に努めなければならない。

と定めています。

### 3 市の役割

- (1) 雪対策に関する基本理念，基本方針，重点目標を定めた基本的な計画を策定し，総合的・計画的な施策を実施する。
- (2) 基本的な計画に基づく施策の実施に当たっては，市民や事業者によるその周知を図り，協力が得られるよう努める。
- (3) 市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。
- (4) 雪処理のルールやマナーの向上を図るため，情報発信その他啓発活動を推進する。

### 4 市民の役割

- (1) 自らが所有し，又は使用する敷地内の雪は，自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと，雪処理のルールやマナーを守るよう努める。
- (2) 地域の雪処理の課題に対し，地域活動団体を通じ，互いに協力し助け合い，地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市，国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。

### 5 事業者の役割

- (1) 自らが所有し，又は使用する敷地内の雪は，自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと，雪処理のルールやマナーを守るよう努める。
- (2) 地域の雪処理の課題に対し，互いに協力し助け合い，地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市，国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。
- (4) 除排雪事業者は，市，国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに，除排雪技術の向上に努める。
- (5) 除排雪事業者は，道路交通法等関係法令に則り，安全で適正な除排雪に努める。

○雪対策に関する基本理念，基本方針，重点目標の具体的な内容は，基本計画において定めることとします。

○雪処理のルールやマナーの向上を図るため，市民や事業者の役割に，「敷地内の雪は，自らの責任と負担に置いて適正に処理する」との基本原則を明記しています。

○地域除雪活動に関する支援や参加など各々の役割を明記しています。

○事業者の役割の中に，除雪事業者の役割についての項目を定めます。

## 6 遵守事項

- (1) 市民及び事業者は、みだりに自らが所有し、又は使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。  
また、河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。
- (2) 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。
- (3) 市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、敷地内の除雪や建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

- (1) 雪出し行為は、道路法や河川法等関係法令で禁止されている行為であり、「～しなければならない」との義務規定とし、守られない場合の行政指導（指導、勧告）を「7 指導及び勧告」で規定します。
- (2) 違法駐車や長時間の駐車は、道路交通法等関係法令で禁止されています。この条例では違法駐車に該当しない場合であっても除雪作業の支障となる駐車行為について規定することから、行政指導の対象としない努力義務規定とします。  
また同様の規定が「旭川市違法駐車等防止条例」にありますが、包括的に雪対策に取り組むため、また同様の規定が複数の条例に規定されることは望ましくないため、この条例に移記します。
- (3) 敷地内の雪処理方法は、各々が敷地や経済状況に応じて選択すべき内容であり、何らかの制限や義務付けを課すことはせず、努力義務規定とします。

## 7 指導及び勧告

- (1) 「6 遵守事項」(1)の規定が守られないことにより、道路交通又は河川等の流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- (2) 上記の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 雪出し行為は、道路法や道路交通法など関係法令で処分や罰則が規定されています。条例で定める事項は、法令の規定を超えないことが原則で、法令の規定と目的や対象が同じ場合には、条例で重複した罰則は設けられないため、法令による処分や罰則の前段としての行政指導（指導、勧告）を規定します。
- 行政指導は、法的拘束力はありませんが、条例に明記することで市民意識の醸成が図られることや、雪出し行為を抑制する効果も期待されます。

## 8 関係機関との連携

市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。

## 9 財政上の措置

市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。